

子どものスポーツ活動機会確保・充実に向けた部活動改革について

令和4年(2022)7月版



中学校が担ってきた部活動が大きく変わります！

背景・目的

- これまで、中学校等の生徒がスポーツ・文化活動に親しむ機会は、学校が部活動を設置運営する形で確保されてきましたが、少子化の進行や学校の働き方改革が進む中で、部活動を学校単位で継続することは困難な状況が生じてきており、**今後、子どもたちがスポーツや文化活動に親しむ機会が減少することが全国的に懸念されています。**
- 国(スポーツ庁・文化庁)は、子どもたちが地域においてスポーツ・文化活動の機会を将来にわたって確保・充実できるよう、地域における新たな環境構築を推進しています。
- 山口県でも、国の方向性を踏まえ、本県の子どもたちの将来にわたるスポーツ・文化活動の機会確保に向けた検討を進めています。

部活動改革の経緯

平成30年3月 スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(抜粋)

- 今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、**長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。**

令和2年9月 文部科学省等「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(抜粋)

- **令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**

令和3年10月～令和4年5月 スポーツ庁「部活動の地域移行に関する検討会議」(全8回実施)

- **少子化の中でも、子どもたちがスポーツに親しむことができる機会を確保すること、教員の働き方改革を目的として、新たなスポーツ環境の整備、団体、指導者、施設の確保、大会、会費在り方、学習指導要領での位置づけなど検討内容をとりまとめ、令和4年6月に「提言」をスポーツ庁へ提出**

スポーツ庁に提出された提言の主な内容

改革の方向性

まずは、休日の部活動から移行していくことを基本とする。平日の移行は、地域の実情に応じてできるところから取り組み、地域移行の進捗状況を検証し、更なる改革を推進

実施主体

多様な実施主体を想定(スポーツ少年団・民間クラブチーム・総合型地域スポーツクラブ・学校関係団体等)

参加者

すべての希望生徒を想定(文化活動所属・運動が苦手・障害のある生徒なども含めた生徒)

活動内容

競技力向上・レクリエーション志向や体力・障害の有無にかかわらず参加できる内容など様々な志向に応じた活動

活動場所

地域スポーツ団体の施設等だけではなく、中学校等の学校の施設を積極的に活用

休日の運動部活動の地域移行の達成目標時期

令和7年度末を目途とする。令和5年度～7年度の3年間を**改革集中期間**と位置付け

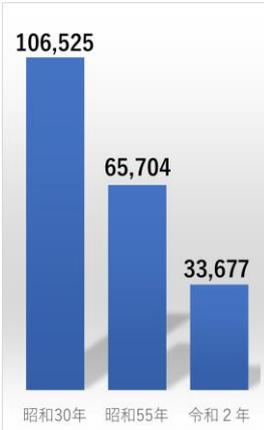
学校部活動と地域のスポーツ活動

本県の少子化進行と子どもたちの多様なニーズ

本県においても、少子化が進行しています。**【中学校生徒数の推移】**
 令和2年度の公立中学校の生徒数は、昭和55年から半減しており、各学校の生徒数が減少しています。

学校部活動において、特に集団で行う活動では、部員数の減少により、充実した活動ができなくなっている現状も報告されています。

また、子どもたち一人ひとりのスポーツ・文化活動に対するニーズが多様化していく中で、学校部活動の中で、それらのすべてのニーズに応えていくことには限界があります。



【多様化する中学生のニーズ】

いろいろなスポーツに取り組みたい！

競技力を向上したい！

健康のために運動がしたい！

トップアスリートを目指したい！

結果よりも、仲間とスポーツで楽しみたい！



(出典) 学校基本調査を基に作成

部活動地域移行後のイメージ

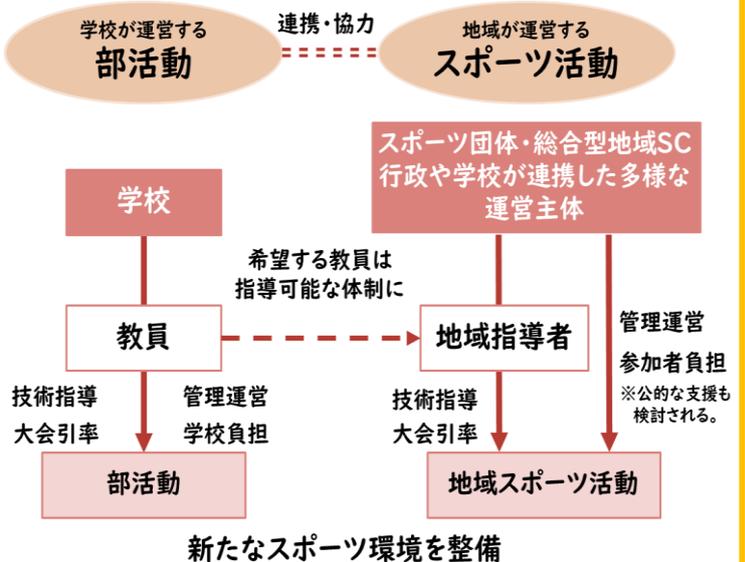
部活動の運営体制を変化させることが検討されています。

令和5年から令和7年度末までにまずは、休日の運動部活動を段階的に移行できるように、協議を積み重ねて、子どもたちがよりよい環境でスポーツ活動に取り組むことができる持続可能な体制づくりを目指します。

移行後は、多様な運営主体のもとスポーツ活動に取り組める環境を構築します。

※改革は、「選択肢」を示し、「複数の道筋」や「多様な方法」があることを意識して進めます。

《国の提言を参考にした、地域移行後のイメージ》



項目	部活動	地域スポーツ・文化活動
1 所管 (実施主体)	各学校	総合型地域スポーツクラブ スポーツ少年団 任意のクラブチーム トップスポーツチーム 民間事業者 フィットネスジム 大学 地域学校協働本部 保護者会 同窓会等 多様な実施主体
2 参加者	各学校校区の生徒	地域の希望する子どもたち
3 活動日	ガイドラインに沿った活動日 (例：平日…4日、休日…1日)	実施主体による
4 休養日	ガイドラインに沿った休養日 (例：平日…1日、休日…土日のどちらか ※大会前などで学校ごとに違いがある)	実施主体によるが、適切な休養日を設定する。
5 活動時間	ガイドラインに沿った活動時間 (例：平日…2時間程度、休日…3時間程度)	実施主体によるが、健康面の配慮から適切な活動時間を設定する。
6 活動場所	原則は学校 (大会前や学校の体育館割などの都合で小学校や市の施設をしようすることもある)	学校、公共施設、クラブ施設など様々なスポーツ・文化施設
7 指導者	教員・部活動指導員 (指導資格を取得していない場合が多い)	多様な指導者を想定 (コーチングアシスタントやスタートコーチなど公認指導者資格等の取得を推奨)
8 指導者の謝金	部活動特勤業務手当	実施主体により設定
9 保険	日本スポーツ振興センター	各自でスポーツ保険などに加入を推奨
10 負担費用	学校の校納金及び各部活動の保護者会費など	実施主体により指導者の謝金、施設使用料などを参加費で負担